

「その他の日常生活費」等の取扱いについて

平成 25 年 2 月 22 日 介護保険課

1 「その他の日常生活費」の定義

利用者、入所者、入居者又は入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族等の自由な選択に基づき、事業所又は施設が通所サービス及び施設サービスの提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」を受領する場合、次の基準を満たしていなければならない。

- ① 「その他の日常生活費」と、保険給付の対象となっているサービスが重複していないこと。
- ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分できないあいまいな名目となっておらず、費用の内訳が明らかにされていること。
- ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものであること。
- ④ 「その他の日常生活費」として費用を徴収する項目や額が、運営規程や重要事項説明書に規定されていること。
- ⑤ 事業者又は施設は、「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ていること。
- ⑥ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- ⑦ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、重要事項として、事業所及び施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。
ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合は、「実費」という定め方が許されるものであること。

3 サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

「その他の日常生活費」の具体例としては、次の費用が該当する。

サービス種類	具体的範囲	留意点
◇通所介護 ◇介護予防通所介護	①利用者等の希望によって、身の周り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 〔歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの〕	※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 〔共用の石鹸、シャンプー等〕
◇通所リハビリテーション ◇介護予防通所リハビリテーション	②利用者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 〔利用者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費〕	※すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。 〔共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等〕 ※作業療法等機能訓練の一環としてサービス計画に位置付けられ行われるクラブ活動や利用者が全員参加する定例行事における材料費等は徴収することは認められない。

サービス種類	具体的範囲	留意点
◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 ◇介護予防短期入所生活介護	①利用者等の希望によって、身の周り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 [歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの]	※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 [共用の石鹸、シャンプー等] ※日用品セット(注)の提供については、次の点に留意すること。 ①セットの内容及び金額を明確にすること。 ②利用者等又は家族の選択により提供すること。(日用品セットを利用しないという選択が可能であること。) ③日用品セットの内容を必要に応じ見直すこと。
◇介護予防短期入所療養介護	②利用者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 [利用者等が希望によって参加するクラブ活動(習字、お花、絵画、陶芸等)や行事に係る材料費]	※すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。 [共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等]
◇特定施設入居者生活介護 ◇介護予防特定施設入居者生活介護	①利用者等の希望によって、身の周り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 [歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの]	※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 [共用の石鹸、シャンプー等] ※日用品セット(注)の提供については、次の点に留意すること。 ①セットの内容及び金額を明確にすること。 ②利用者等又は家族の選択により提供すること。(日用品セットを利用しないという選択が可能であること。) ③日用品セットの内容を必要に応じ見直すこと。
◇介護福祉施設 ◇介護保健施設	①利用者等の希望によって、身の周り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 [歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの]	※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 [共用の石鹸、シャンプー等] ※日用品セット(注)の提供については、次の点に留意すること。 ①セットの内容及び金額を明確にすること。 ②利用者等又は家族の選択により提供すること。(日用品セットを利用しないという選択が可能であること。) ③日用品セットの内容を必要に応じ見直すこと。
◇介護療養型医療	③健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)	※すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。 [共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等]

サービス種類	具体的範囲	留意点
施設	④預り金の出納管理に係る費用	※次の点に留意すること。 ①責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管すること。 ②適切な管理が行われていることが複数の者により常に確認できる体制で出納管理を行うこと。 ③利用者等との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等必要な書類を備え、適正な出納管理が行われること。 ④出納管理に係る費用の積算根拠を明確にし、適切な額を定めること。
	⑤私物の洗濯代	※介護老人福祉施設は、徴収することができない。 （利用者等の希望により、個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代はサービス提供とは関係ない費用として徴収できる。）

(注) 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品の日用品を個々に提供するのではなく、数種類ごとにまとめて提供する方式をいう。

4 サービス提供とは関係のない費用

事業者又は施設により行われる便宜の提供であっても、サービス提供と関係のないものについては、「その他日常生活費」とは区分される費用である。具体例としては、次の費用が該当する。

サービス種類	具 体 例
◇通所介護 ◇介護予防通所介護 ◇通所リハビリテーション ◇介護予防通所 リハビリテーション	○ 個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用 ○ 利用者等個人のために単に立て替え払いする費用 ○ 個人専用の家電製品の電気代 ○ 利用者の趣味的活動などサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事に係る費用
◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 ◇介護予防短期入所 生活介護 ◇介護予防短期入所 療養介護	○ 個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用 ○ 利用者等個人のために単に立て替え払いする費用 ○ 個人専用の家電製品の電気代 ○ 個人の希望により購入する新聞、雑誌等の代金 ○ 利用者の趣味的活動などサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事に係る費用 ○ 利用者等の希望により外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代 ○ 私物の洗濯代 （介護老人福祉施設併設の（介護予防）短期入所生活介護を除く。）
◇特定施設入居者 生活介護 ◇介護予防特定施設 入居者生活介護	○ 介護サービス以外の費用 《運営基準等に係るQ&Aについて（平成13年3月28日事務連絡）》 問7【特定施設入居者生活介護の利用料の徴収について】 特定施設入居者生活介護において介護保険利用料の他に別途費用を受領できるものは具体的にはどのようなものがあるか。 答（省略）例えば、家賃相当費、日用品費、教養娯楽費、行事関係費（機能訓練又は健康管理の一環として行われるものは除く。）健康管理費（定期健康診断費は除く。）、私物の洗濯代等については、これらに要する費用を別途の料金として受領できるものである。 ○ 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 ○ 個別的な選択による介護サービス利用料 〔個別的な外出介助、個別的な買い物等代行、標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助〕
◇介護福祉施設 ◇介護保健施設 ◇介護療養型医療	○ 個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用 ○ 利用者等個人のために単に立て替え払いする費用 ○ 個人専用の家電製品の電気代 ○ 個人の希望により購入する新聞、雑誌等の代金

サービス種類	具 体 例
施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の趣味的活動などサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事に係る費用 ○ 利用者等の希望により外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代

5 参考（基準（厚生労働省令）における「利用料等の受領」に関する項目）

サービス種類	徴収可能な利用料の具体例（項目）
◇通所介護 ◇通所リハビリテーション ◇介護予防通所介護 ◇介護予防通所リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ○ 通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用（介護予防サービスは不可） ○ 食事の提供に要する費用 ○ おむつ代 ○ その他の日常生活費
◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 ◇介護予防短期入所生活介護 ◇介護予防短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の提供に要する費用 ○ 滞在に要する費用 ○ 利用者が選定する特別な居室の提供に必要となる費用 ○ 利用者が選定する特別な食事の提供に必要となる費用 ○ 送迎に要する費用 ○ 理美容代 ○ その他の日常生活費
◇特定施設入居者生活介護 ◇介護予防特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ○ おむつ代 ○ その他の日常生活費
◇介護老人福祉施設 ◇介護老人保健施設 ◇介護療養型医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の提供に要する費用 ○ 居住に要する費用 ○ 入所者が選定する特別な居室の提供に必要となる費用 ○ 入所者が選定する特別な食事の提供に必要となる費用 ○ 理美容代 ○ その他の日常生活費

《根拠規定》

- 指定居宅サービス事業所の人員，設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）
- 指定介護予防サービス等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）
- 介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 24 年 3 月 23 日広島県条例第 9 号)
- 介護保険法の規定に基づく介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(平成 24 年 3 月 23 日広島県条例第 10 号)
- 介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 24 年 3 月 23 日広島県条例第 11 号)
- 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）
- 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成 12 年 11 月 16 日老振第 75 号・老健第 122 号）
- 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について
(平成 12 年 3 月 30 日老企第 52 号)

通所介護における外出サービスについて

平成 25 年 2 月 22 日 介護保険課

1 概要

通所介護事業では、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができます。

イ) あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること

ロ) 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。(H12 老企 25 号 第 3 の六 3(2))

外出サービスを実施する場合は、次のことに留意してください。

2 要件及び県の解釈

要件	県の解釈
<p>○必要とされる書類 「通所介護計画書」 《記載内容》以下の内容が含まれること。</p> <p>イ) あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること</p> <p>ロ) 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p>	<p>○利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて機能訓練の目標、当該目標を達成するために必要とされる屋外でのサービスの内容を記載した通所介護計画を利用者ごとに作成していること。(年間計画は必須ではない)</p> <p>○計画上、屋外でのサービスの必要性や外出先としてなぜその場所でなければならないのか、どのような効果が期待できるか等について、事業所において、具体的かつ合理的に説明できるようにしておくこと。</p>
<p>○外出サービスの際の注意</p> <p>(1) 送迎車両で利用者の自宅からの直行直帰は不可。</p> <p>(2) 事業所で利用者の健康状態を確認した上で、外出の可否を判断</p> <p>(3) 日帰り旅行、通常の利用者以外を対象とする行事等は保険外サービスとする。</p>	<p>○通所介護の送迎は自家用輸送とされているため、送迎車両で事業所と居宅以外の送迎を行う場合は、道路運送法に抵触しないかの確認を運輸局に行くこと。</p> <p>○事業所で健康状態を確認のうえ、外出の可否を判断すること。</p> <p>○ 外出サービスのみを実施する場合(日帰り旅行)や、機能訓練等と関係のない「行事」としての外出、通常の利用者以外も対象とする外出は、<u>原則として、保険外サービス</u>とすること。</p> <p>○ 事業者が保険対象と考える「日帰り旅行」がある場合は、<u>保険者に個別に協議</u>を行い、協議の内容を記録として残しておくこと。</p> <p>○ 事業所外で賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう、損害賠償保険への加入条件等を確認しておくこと。</p>
<p>○ 人員配置 単位ごとに人員基準を満たすこと。</p>	<p>○ 外出した高齢者を担当する職員と居残った高齢者を担当する職員をあわせて人員基準を満たすこととしてよい。</p> <p>○ ただし、人員が手薄になり、外出先で目が届かないなどで利用者の安全確保に支障がないよう十分留意すること。</p>

通所介護，通所リハビリテーション，認知症対応型通所介護及び認知症対応型介護予防通所介護（以下「通所介護等」）事業所に設置の入浴設備を他の事業所等と共用する場合の取扱いについて，次の条件をすべて満たした場合，通所介護等事業所のサービス提供時間内であっても共用を認めることとする。

1 共用条件

- ①通所介護等利用者とその他事業所等の利用者との入浴時間帯を分けること。また，その際には通所介護等利用者の入浴の妨げにならないよう入浴時間帯の設定等について，配慮すること。
- ②入浴介助も通所介護等事業所とその他事業所等のそれぞれの職員が行うこと。
- ③通所介護等利用者とその他事業所等の利用者の入浴時間帯について，事前に設定・周知すること。
- ④実際の入浴時間についても，入浴の都度，利用者毎に記録をとること。
- ⑤入浴設備が他の事業所・施設等と共用であること及び入浴時間帯の設定等の共用条件を満たしている旨を運営規程に記載すること。

2 留意事項

- ①入浴設備の共用開始にあたり，運営規程に必要事項を記載した場合には，変更届の提出を行うこと。
- ②その他事業所等の設備基準等で入浴設備の共用が認められていない場合は，共用不可とする。
- ③これに伴い，入浴サービスを提供しないこととする場合には，事前に利用者に対し，十分な説明を行うこと。

これまで，広島県では，通所介護等事業所のサービス提供時間中の入浴設備の共用を認めていませんでしたが，1の共用条件を満たすことにより，通所介護等事業所のサービス提供時間中であっても，入浴設備の共用を認めることとします。

また，上記の要件を満たす場合に，入浴介助加算の算定を可とします。

通所介護における無料（低額）利用について

平成 25 年 2 月 22 日 介護保険課

1 概要

サービス利用に抵抗や不安のある利用者が通所介護事業所を選択するに当たり、通所介護サービス(食事, 入浴, 機能訓練等)を無料(低額)で体験する(介護保険外サービス)ことについて、次の要件を満たしている場合であって、保険者が認める場合においては認めるものとします。

2 要件及び根拠規定等

要件	根拠規定等
(1) 利用者に、無料（低額）利用事業が指定通所介護の事業とは別の事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 (2) 当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 (3) 会計が、指定通所介護の事業の会計と区分されていること。 (4) 利用者間の公平の観点から、介護保険外サービスに係る費用を介護保険サービス費用に転嫁しないこと。	○老企第 25 号 第 3 の一の 3(10)② (介護保険外サービス) (不合理な差額を設けてはならない)
(5) 介護保険の運営基準を満たした上で、なお余力がある場合に、介護保険サービスの提供に支障のない範囲で可能であること。 (6) 人員配置等において、要介護者等に対するサービスの水準を確保する必要があるため、当該事業の利用者を含め、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないこと。 (7) これらの要件を満たさない場合には、運営基準違反となること。	○「要介護者等以外の自費負担によるサービスの利用について」(平成 12 年 1 月 21 日事務連絡)
【注意事項】 本来、要介護者等が契約後ケアプランに沿って介護保険サービスとして利用すべき内容を例外的に認めるものであるため、次の点に留意すること。 (1) 継続・反復利用をしないこと。 (2) 介護保険の契約後も無料(定額)で利用する場合は、不当な割引を行っているものとみなし、指導の対象となる。 (3) ケアプラン、通所介護計画がなく、利用者の状態の把握が不明なままのサービスとなるため、事故等がないよう十分配慮すること。	

介護療養型医療施設の辞退後の短期入所療養介護（みなし指定）について

平成 25 年 2 月 22 日 介護保険課

1 概要

介護保険法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から介護療養型医療施設についての規定が削除されました。

これにより、介護療養型医療施設が「辞退届」を提出した後に、介護保険の指定を受けない療養病床（以下「医療療養病床」という。）を有する病院又は診療所として引き続き業務を行うこととなった場合、「みなし指定」により短期入所療養介護事業行っていた施設については、新規指定申請が必要となります。

2 理由

- 平成 24 年 4 月 1 日までは、介護療養型医療施設が介護保険法で位置付けられていたため、国の Q & A を踏まえ、介護療養病床を医療療養病床に移行した場合においても、引き続き空きベッドを利用した短期入所療養介護のサービスを提供することを認めていたところです。
- しかし、介護保険法の一部改正により、介護療養型医療施設は介護保険法から削除されたため、介護療養型医療施設を辞退した事業所が引き続き短期入所療養介護を行う場合には、新たに事業所として指定を行う必要が発生しました。

3 指定手続き等

- 平成 24 年 4 月 1 日以降、介護療養型医療施設の指定辞退後、引き続き短期入所療養介護を行う場合は、介護療養型医療施設の「辞退」の届出と同時に、短期入所療養介護（みなし指定）の「廃止」の届出を行ったうえで、短期入所療養介護の「新規指定申請」を行ってください。
- 平成 24 年 3 月 31 日以前に介護療養型医療施設を辞退し、「みなし指定」のまま短期入所療養介護を行っている事業所については、平成 24 年 4 月 1 日付けで「新規指定」を行うこととします。